

子ども・子育てに関する国の動向について
(幼児教育・保育無償化、幼稚園での2歳児の受け入れ)

平成30年7月17日

「幼児教育・保育無償化」について

▼国の幼児教育・保育無償化の概要

※「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本指針(骨太の方針)2018」の内容より。詳細は今後も国で検討予定。

①財源

- ・消費税10%増税分1兆7,000億円と企業拠出金約3,000億円の合計2兆円のうち、幼児教育の無償化に約8,000億円を充てる。

②実施時期と対象児童

- ・2019年10月から、3歳～5歳までのすべての子ども、0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて全面的に無償化措置の実施を目指す。

(当初予定していた、2019年4月から5歳児、2020年4月から3、4歳児及び0～2歳児住民税非課税世帯の子どもから変更)

③対象施設とサービス

- ・認定こども園、幼稚園、保育所(地域型保育事業については、住民税非課税世帯の子どものみ)
- ・保育の必要性の認定を受けた子どもで、認可保育所や認定こども園を利用できない者で、以下のサービスを対象とする。(このほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業も対象)

・幼稚園の預かり保育

- ・一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも対象。

- ・就学前の障がい児の発達支援(障害児通園施設)も無償化が決定されているが、認定こども園、幼稚園、保育所と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

④無償化の金額

- ・認定こども園、保育所、認可外保育施設：月額3万7,000円(0～2歳(住民税非課税世帯)は月額4万2,000円)
- ・幼稚園：月額2万5,700円
- ・幼稚園の預かり保育：月額3万7,000円(幼稚園保育料の無償化上限額(月2万5,700円)を含む)

「幼児教育・保育無償化」について

～参考～

新しい経済政策パッケージについて(抜粋) 平成29年12月8日閣議決定

広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引き上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。

～参考～

経済財政運営と改革の基本指針2018(抜粋) 平成30年6月15日閣議決定

▼ 幼児教育の無償化

待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置(子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限)に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外(以下「認可外保育施設」という。)の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。

(認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス)

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子どもに対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子どもであって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

「幼児教育・保育無償化」について

対象となるサービスは、以下のとおりとする。

・幼稚園の預かり保育

・一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

このほか、就学前の障害児の発達支援(いわゆる「障害児通園施設」)については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

(認可外保育施設の無償化の上限額)

無償化の上限額は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における月額保育料の全国平均額とする。幼稚園の預かり保育については、幼稚園保育料の無償化上限額を含めて、上述の上限額まで無償とする。

(実施時期)

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

(認可施設への移行の促進)

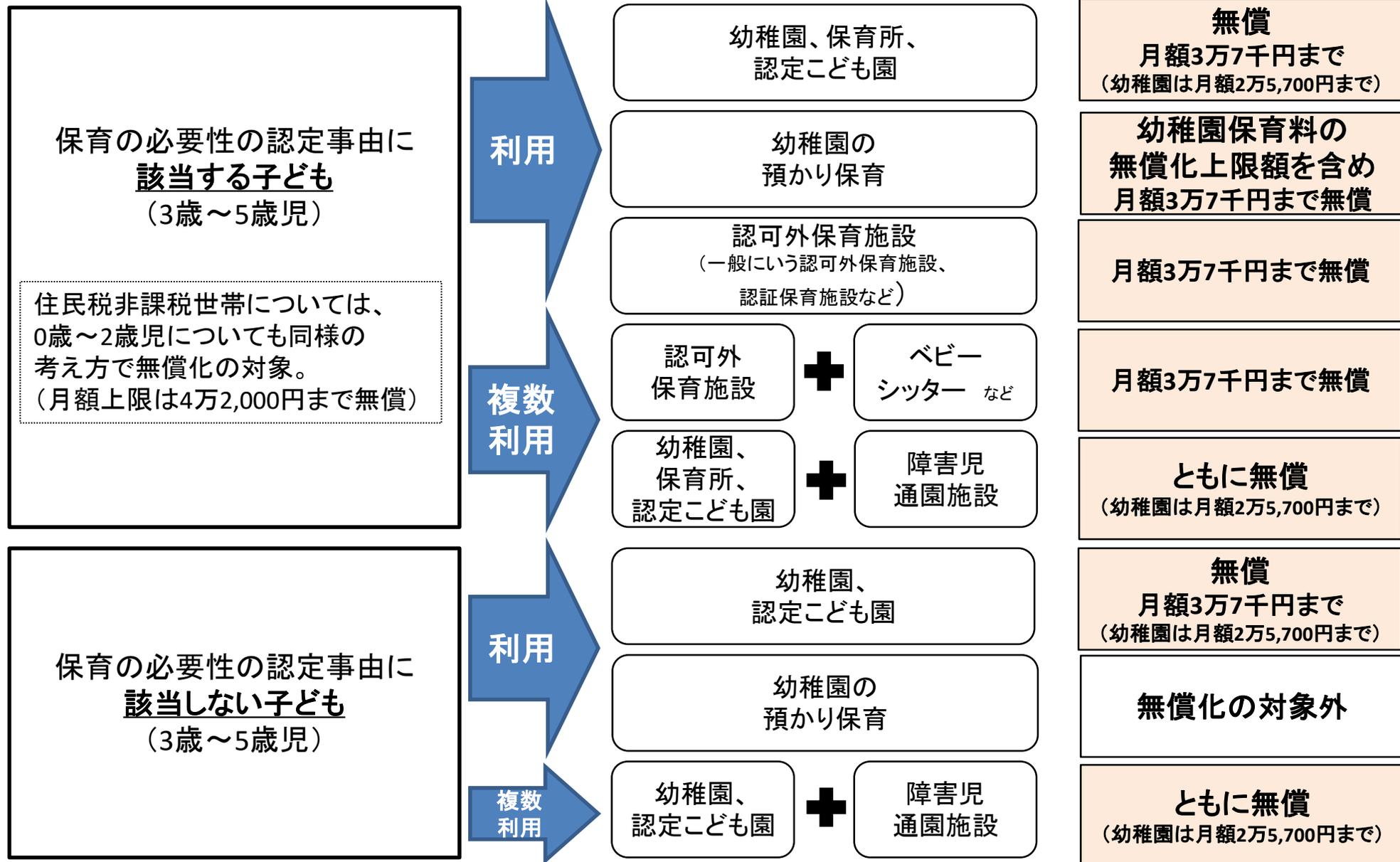
今後、保育の質の確保が重要であることに鑑み、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化する。

「幼児教育・保育無償化」について

～参考～

幼児教育・保育無償化の具体的なイメージ

※認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置あり)





幼稚園での2歳児の受け入れについて

一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要①

【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受け入れを推進する。

赤字：従来の一時預かり事業
（幼稚園型）との相違点

【実施主体】 「子育て安心プラン」に参加する市区町村

【要 件】

(1) 実施場所

幼稚園（新制度園及び私学助成園） ※認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

(※) 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約（保育の必要度の高い順に受け入れ）

(3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

(※) 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は1人で可

(5) 職員資格

・ 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

(※) 当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

(※) 本事業の担当職員の中に、必ず保育士資格保有者1名を含めること。

幼稚園での2歳児の受け入れについて

一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要②

(6) 保育時間・開所日数・開所時間

保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

(7) 給食

自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱のための最低限の設備は必要）。

(8) 保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価(子ども1人日額)】

基本分(8時間までの利用): 1,850円、長時間加算(+1時間~+3時間): 230円~690円

	~8h	9h	10h	11h~
基本分	1,850円			
長時間加算	—	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ(寄付行為の変更は不要)
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

幼稚園での2歳児の受け入れについて

一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の開始までの手続

- ① 市区町村は、管内の幼稚園と相談のうえ、あらかじめ、各幼稚園における受入枠を設定する。
- ② 保護者は、市区町村の窓口で3号認定を受ける（併せて、保育の必要度・指数も認定）。
- ③ 市町村は、3号認定を行う際に、保護者の本事業の利用希望を把握したうえで、保護者に対する情報提供等を丁寧に行うとともに、各幼稚園に対して適切な受入れの要請を行う。
- ④ 幼稚園は、保護者からの利用の申込みを受けたときは、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。受入枠を超える申込みがあった場合には、保育の必要度の高い者から優先して受入れを行う。
- ⑤ 幼稚園は、受入れ対象者が決定した段階で市区町村に報告する（受入枠を超える申込みがあった場合には、受入れ対象者の決定方法を含めて報告すること）。

